

## 介護職員等特定処遇改善加算に係る「見える化要件」について

令和元年（2019）年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても現行の処遇改善加算に加え、加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、下記要件を満たしている必要があります。

- 1、現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）のいずれかを算定していること。
- 2、職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分でそれぞれ1つ以上の取り組みを行っていること。
- 3、介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じて「見える化」を行っていること。

3の「見える化」要件とは、自社のホームページ等を活用し介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組みにつきまして、以下の通り公表します。

	職場環境要件項目	当法人としての取り組み
① 資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指すものに対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	・受験料や研修費等の補助、勤務シフトの考慮等を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。 各種研修受講については、各委員会毎に職員を選抜し、計画的に育成を行い、人事考課に反映させている。
	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	
② 労働環境・処遇の改善	新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入	・プリセプター方式を導入し、新入職員が働きやすく、モチベーションアップが図れる環境の整備を行っている。

	ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化	・介護ソフトの活用による情報共有、記録の電子化による業務負担軽減を行っている。
	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	・特浴、リフト浴、離床アシストロボットを導入し、介護職員の腰痛対策等負担軽減を図っている。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	・苦情解決委員会、リスクマネジメント委員会の運営や各種事故対応マニュアルの整備。
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	・年次健康診断の実施、館内全面禁煙、屋外喫煙スペース、職員休憩室の確保。 ・年1回のメンタルヘルスチェック。
③ その他	障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮	・無理のない業務プログラム、及び勤務シフトを各人に作成するとともに、他の職員もその内容を共有して協働を図っている。 また、教育係を配置し各人の業務サポートに努めている。 ・育児休業取得後の職場復帰 100%。 ・男性の育休取得者有り。
	地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上	・毎年近隣小学校等の生徒を招待し、職場体験を行い交流を図っている。また、毎月実施している健恒会ライブ、毎年開催される施設の夕涼み会やフリーマーケットのイベントに地域住民を招待し交流を図っている。
	非正規職員から正規職員への転換	・パートタイム職員・派遣職員から正規職員への転換を奨励している。 ・時短正職員制度を設けている。
	職員の増員による業務負担の軽減	・介護補助の職員を採用し介護職員の負担を軽減しつつ、積極的に職員の採用を進め、国の配置基準以上の職員配置を敷いている。